

文教福祉常任委員会委員長報告

(H23.3.24)

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の16日、17日の2日間、今定例会において付託を受けました議案8件の審査を行いました。

なお、説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長であります。

まず、議案第6号 栗東市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員から、利用時間の間隔を細かくすることで、市民の負担が少なくなることは良いが、利用時間の厳守について、利用者間のトラブル回避のための意識の啓発をお願いしたい。との意見が出ました。

当局から、準備を含め、後始末の時間も考慮して利用されるよう、啓発に努める。との答弁がありました。

質疑ののち、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 栗東市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、質疑ののち、討論もなく採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成22年度 栗東市一般会計補正予算（第6号）について、のうち関係する歳出、歳入・その他事項についてであります。

委員から、保育士の雇用については、毎年減額しているが、どのような状況か。人材派遣の利用について検討したのか。

との質問に対し、当局から、

保育士や看護師の臨時職員採用に関しては、応募者の希望する条件と募集

条件が合わず雇用が進まない現状があり、近隣市においてもその確保に苦慮されている。市では、少しでも多くの保育士を確保するため、月額雇用に加え時間雇用など職種を拡大する中で人材確保に努めている。正職採用は5人としたが、3人の辞退者がいた。また、人材派遣の利用については、市の臨時職員として働く人と人材派遣の雇用者では、同じ保育園の現場で整合が図れないことから、人材派遣の利用に至っていない。

との答弁がありました。

障害者の就労については、保護者から卒業しても働くところが無く、深刻な問題との訴えがあるが市の対応は？ また、市内のプールは長年の使用により、改修が必要となってきている。プール基金を取り崩し、改修費に回せないか？ との質問に対し、当局から、

障害者の就労については、個々のケースを勘案し対応する必要がある。プール基金は7000万円あるが、この基金は、新しいプールを建設するためのもので、利用目的を変更する場合は条例改正が必要となることから、今後、相談しながら進めていく。 との答弁がありました。

今回の一連の生活保護費支給について、市民から多くの声を聞いたが、この対象者はどれだけ急迫した状況にあったのか、市は調査したのか。

との質問に対し、当局から、

今回のケースについては、国からの通知により県と協議しながら対応をしていた。12回にわたる面談・訪問等を実施し対応していたが、保護決定後に暴力団に入っていたことが7月末に判明し、その後は国からの通知に沿って、面談のうえ事実確認後、離脱指示を行い廃止に至ったもの。

今後は、求職活動に伴う様式を改めるなど再発防止に取り組む。行政不信を招く事態となり深くお詫びします。 との 答弁がありました。

討論では、保育士不足で保育の状況が昨年に比べて良くなっていない点と、生活保護では市民の行政不信を招いたとして反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

次に、議案第15号 平成22年度栗東市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでは、質疑ののち討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成23年度栗東市一般会計予算について のうち関係する歳出、歳入・その他事項については数多くの質疑・意見がありました。その主なものとして、

不登校生徒の対応は、1年間の努力でやっと教室の前まで来られるようになったのに、担当の先生は1年更新雇用である。生徒側の負担を考慮して引き続き同じ先生でお願いしたいと保護者の声があるが、改善できなか。との質問に対し、当局から、

一年で新しい人員を雇用するきまりがあるが、次の支援につながるよう考慮して行う。との答弁がありました。

子どもの予防接種で死亡事故がおきているが、今後の対応は。また、高齢者のインフルエンザワクチン接種費用は1000円の負担増となり接種が減るのでは。との質問に対し、当局から、

子どもの予防接種事故対応については、国の通知により対応する。高齢者のインフルエンザ予防接種は、国の予防接種法の位置付けを勘案し、セーフティネットは堅持しつつ実施する。との答弁がありました。

また、委員から、

- ①社会福祉費の各種団体活動補助金について活動の実態把握はしているか。
- ②国際交流教員招致事業は、中国は止めて、米国だけにするのはなぜか。

また、この事業について、支出に対する費用対効果はどうか。

- ③給食センターの老朽化は進行しており、修理対応の真意は。

との質問に対し当局から、

①点目は、日赤奉仕団員530人で、地域の清掃や災害募金活動、愛のパトロールなど自発的な活動を展開されており、保護司会は22人で犯罪を犯された方の更生について献身的な取り組みをいただいている。更生保護女性

会は260人、遺族会は461人で戦没者追悼など、それぞれ地域の社会福祉の向上を目的に活動を展開していただいている、その社会的貢献度は大きなものがある。との答弁がありました。

②点目は小学校に英語導入計画があり、今後の学校現場での費用対効果がある。

③点目は現施設を活用して、地元で生産された新鮮な食材を利用しておいしい給食を提供していく。との答弁がありました。

子どもの登下校を見守る「スクールガード」の協力者が少ないが、公募はしないのか。また、PTA活動で行う地区懇談会は毎年役員が変わることで前年の対策改善につながらない。継続して積み上げていく必要があるので改善を求める。との質問に対し、当局から、

スクールガードは新年度ごとに募集しており、1月末現在で832人の登録で多くの協力者がある。PTAの地区懇談会は前年度の話は次年度につなげていくことが望ましい。との答弁がありました。

民生児童委員は、厳しい中で選出されている。災害時など、地域にとって大切な存在であるが、どのような連携をとっているのか。

との質問に対し、当局から、

権限委譲で市が定数を決定できるようになり、自治会との連携をきめ細かにして対応を図るために、自治会推薦に改善した。自治会長や推薦会委員の協力を得て社会福祉の推進に努めている。との答弁がありました。

小学校の大規模改修事業で、空調設備はどうになるか。

との質問に対し、当局から、

改修計画に基づき古い順に着手しており、空調設備については、ランニングコストを考慮しながら設置計画を進める。との、答弁がありました。

また、委員から

- ・保育園の民営化実施で、市はどのように評価したのか。
- ・不登校児童・生徒支援の児童生徒支援室設置事業の実態とその効果は。
- ・就修学奨励事業を見直し就学援助事業で対応できないか。
- ・地区別懇談会では学区ごとにモデル自治会を設定し講師を招いて実施す

ると仄聞するが、同和問題に特価した事業は改善すべき。

- ・西図書館は存続の声が大きく見直しの行方は。

との質問に当局から、

保育園の民営化の評価は、県の第三者評価を経て、特別委員会で報告した。評価の内容は概ね「良」となった。また、待機児童の改善が図れた。

児童生徒の不登校数は、小学校19人、中学校35人である。この人数は少しづつ減少しており、この事業の効果がみられる。

また、就修学奨励事業の見直しについては、差別発言、落書きなど悪質な差別事件が後を絶たないなかで、差別に立ち向かうことを主旨とした事業であることを説明し利用していただいている。進学率など一般地域との格差を少なくするとともに、「人権尊重と同和問題の解決」をテーマに掲げ、推進する。

各学区のモデル地区懇談会は、地区懇の成果と改善部分を今後5年間で住民の自主的な懇談会をめざし実施するもの。各学区で開催するが、具体的な自治会は決まっていない。

西図書館については事業洗い出しの中で出たもので、今後、議論していく。

との答弁がありました。

その他に、夏休み中の分団水泳は親の都合などで止めている学校があるが、今後どのように考えているか。

との質問に当局から、

PTA事業で実施されており、止めていたが復活して実施しているところもある。地域の身近な学校施設を利用して、地域に密着した活動は子ども達に良い環境を与える事業でもあり継続の方向である。

との答弁がありました。

同和教育に関わって、地区別懇談会の開催方法は役員だけの地区懇にならないよう、みんなが参加しやすい手法で開催されたい。差別や偏見をなくし人権が尊重される住みよい町にするための大変な事業である。

との意見に当局から、

推進員を安心して引き受けていただく事業内容や学習方法はいろいろある。

まず、正しく学んでいただく場の設定をお願いし、継続した学習から意識の改革を進めたい。との答弁がありました。

また、学校のエアコン設置事例では、市がエアコンを設置し、電気代は保護者が出す仕組みで運用されているところがあるとの報告がありました。

討論では、企業誘致で雇用を創出し、税の增收効果を上げるとしている反面、高齢者のインフルエンザ予防接種の個人負担の増、ひとり親家庭の入学支度金の削減など、企業に優しく弱者にきびしい予算である。また同和問題解決予算は他の事業に比べ、例年並みの予算が組まれており、地方自治法にうたわれている「住民福祉の充実」になっていないとして、反対の討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

次に、議案第20号 平成23年度栗東市国民健康保険特別会計予算については、委員から資格証明書や子どもの保険証交付について、市の対応の改善を求める質疑がありましたが、当局から、法に基づき対応しており、税負担の公平性と国民健康保険制度を守り安心して医療が受けられるようにしていく。との 答弁がありました。

討論では、子どもの保険証と資格証明書の交付対応について変化がみられないとして反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成23年度栗東市後期高齢者医療特別会計予算についてあります。

質疑ののち、討論では、罹患率が高く、治癒しにくい75歳以上の高齢者に対し医療抑制目的の制度などとして、制度そのものを廃止を求めて反対の

討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第22号 平成23年度栗東市介護保険特別会計予算についてであります。

入所サービスで、入所待ちの人数が改善されていない。市として、どのような計画を立てているのか。空き家などの利用はどうか。
との質問に対し、当局から、

平成24年度から26年度に向け、第5期の計画がある。入所施設増設については県域で盛り込み、市民の介護保険料の負担増も予想されることから可能な形で検討していく。空き家の利用や民間活力の利用については、建設資金の問題もあるが、入所者の増加は直接介護保険料に影響するなどの課題があるため、熟慮し検討する。との答弁がありました。

また、緊急通報システムは独居高齢者が対象だが、どのような利用状況か。との質問に対し、当局から、

平成22年度から民間委託とし、現在約130件の利用がある。身体の不調相談などを除く本来の緊急通報は、月1件程度の通報がある。

との答弁がありました。

討論では、介護施設入所希望の待機者が多く、受けたいサービスが受けられない。地方の負担が重く、国の負担を求めるべきなどとして反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告いたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。